

工作物石綿事前調査者講習機関の登録の公示について

下記の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第20条の規定による厚生労働大臣からの権限の委任を受け、登録規程第2条第5項に規定する「厚生労働大臣の登録を受けた講習」を行う機関として登録したので登録規程第18条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 第1号

工作物石綿事前調査者講習実施機関の名称 一般社団法人青森県労働基準協会

講習実施機関の住所 青森県青森市青柳二丁目2番6号

代表者職氏名 会長 竹中 義道

工作物石綿事前調査者講習事務を行う事務所の名称及び所在地 一般社団法人青森県労働基準協会
青森県青森市青柳二丁目2番6号

登録年月日 令和8年5月13日

登録の有効期間の満了日 令和13年5月12日

令和8年5月13日

青森労働局長